

平成28年 7月 4日

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 齊藤 隆仁 殿

国立大学法人徳島大学  
理事（総務・財務担当） 阿 部 幸 輔

「参議院議員通常選挙における国家公務員の服務規律の確保について（通知）」  
に関する質問状」に対する回答について

貴職におかれましては、本学のために日々ご努力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成28年6月28日付けで質問のありました標記のことについて、下記のとおり  
回答します。

記

1. 国立大学法人の職員は、原則として本通知の対象には含まれません。
2. しかしながら、国立大学法人の職員のうち教員は、教育基本法第14条第2項及び公職選挙法第137条の規定が適用されていることから、本来であればこの点に留意するよう注記して通知すべきでありました。  
今後においては、通知内容や方法等を再考することとします。